

～主な掲載内容～

- ◆1面
●投票できる方
- ◆2面
●期日前投票のご案内
- ◆3面
●投票所での新型コロナウイルス感染症対策
- ◆4面
●不在者投票のご案内

みんなで決めよう! 東京の未来を。

投票日
7月5日 

東京都知事選挙

【告示日6月18日】 投票時間は午前7時～午後8時です

区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いします。(詳しくは、3面をご覧ください。)

投票できる方

○新宿区で投票できる方

次の要件をいずれも満たす方は、新宿区の選挙人名簿に登録され、「新宿区」で投票できます。

- (1) 平成14年7月6日までに生まれた日本国民であること。
- (2) 令和2年3月17日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (3) 令和2年6月17日まで、引き続き新宿区に住民登録があること。

○前住所地で投票できる方

次の要件をいずれも満たす方は、「(都内の)前住所地の区市町村」で投票できます。**(注1)**

- (1) 前住所地が**都内**であること。
- (2) 平成14年7月6日までに生まれた日本国民であること。
- (3) 令和2年3月18日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (4) 前住所地の選挙人名簿に登録があること。

※前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。

※前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

※前住所地に投票用紙を請求し、新宿区で不在者投票をすることもできます。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

(注1)

前住所地で投票する場合は、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。新宿区で発行する「**選挙用住民票(無料)**」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。

選挙用住民票等がなくても投票できますが、現住所確認のためにお待たせすることがあります。選挙用住民票は、新宿区では戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)及び各特別出張所(10か所)にて無料で発行します。

○都外から転入した方

令和2年3月18日以降に、都外から新宿区へ転入の届出をした方は、今回の東京都知事選挙の投票はできません。

○新宿区から都内に転出した方・する方

(1) 令和2年3月18日以降に転出し、新住所地へ転入届をした方

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません。)

(2) 令和2年3月5日～令和2年3月17日の間に転出の方

- ① 新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和2年3月17日までに新住所地へ転入届をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません。)
- ② 新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和2年3月18日以降に新住所地へ転入届をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。**(注2)**

(3) 令和2年3月4日以前に転出の方

- ① 新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和2年3月17日までに新住所地へ転入届をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません。)
- ② 新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和2年3月18日以降に新住所地へ転入届をした方)で、新宿区で選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は、期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

(注2)

新宿区で投票する場合は、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。新住所地で発行する「**選挙用住民票(無料)**」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、確認の時間が省略でき、スムーズに投票ができます。

選挙用住民票等がなくても投票できますが、現住所確認のためにお待たせすることがあります。選挙用住民票(無料)は、新住所地の住民票取扱い窓口にて交付を受けてください。

○都外に転出した方・する方

令和2年6月18日までに「都外」へ転出した方は、今回の東京都知事選挙の投票はできません。但し、令和2年6月19日以降に都外へ転出する場合は、**転出する日までの間、期日前投票をすることができます。**

○新宿区内で転居された方

(1) 令和2年6月5日(金)までに区内で転居の届出をされた方
新住所の投票所で投票してください。

(2) 令和2年6月6日(土)以降に区内で転居の届出をされた方
旧住所の投票所で投票してください。

※上記(1)(2)は、投票日当日(7月5日)に投票される場合です。期日前投票を利用される場合は、どの投票所でも投票できます**【2面を参照】**。

投票所整理券

6月18日(木)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、印字されたお名前をよくご確認のうえ、お間違えのないようお持ちください。新宿区の選挙人名簿に登録のある方は、投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。



なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなかった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、新住所地で選挙人名簿に登録された場合は、投票することができません。

投票所変更のお知らせ

今回の選挙では、以下の投票所が変更になります。投票所整理券でご確認ください。

■ **第48投票区**…工学院大学新宿校舎から

新宿ファーストウエスト(西新宿1-23-7)へ変更となります。
(旧淀橋第二小学校)

選挙管理委員会公式ツイッターのご案内

新宿区選挙管理委員会公式ツイッターでは、東京都知事選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご利用ください。

アカウント名:shinjuku_senkan(新宿区選挙管理委員会)

URL:https://twitter.com/shinjuku_senkan



携帯電話用
QRコード